

生食発 0819 第 5 号  
3 輸国 第 1019 号  
令和 3 年 8 月 19 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

タイ政府は、食品の製造施設に関する衛生基準を整理・統合し、令和 3 年 2 月に保健省告示第 420 号（以下「本告示」という。）を公布しました。本告示の対象となる食品を販売目的で輸入する者は、輸入の際、当該食品の製造施設が、本告示に定める衛生基準と同等以上の基準に適合していることの証明書（以下「GMP 証明書」という。）が求められます。

また、中国政府は、令和 3 年 4 月 12 日に、中国に輸入される食品の製造等を行った企業の登録を求める「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号）（以下「新規定」という。）を公布しました。新規定では、特定の品目について、製造等を行った企業を日本政府が中国政府に登録することが求められます。

今般、タイ向け輸出食品に係る GMP 証明書の発行手続及び中国向け輸出農林水産物・食品に係る施設認定手続等を定めた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）の別紙 TH-O1「タイ向け輸出食品の取扱要綱」及び別紙 CN-O1「中華人民共和国向け輸出農林水産物・食品の

取扱要綱」を新たに定め、手続規程の別表 1 及び別紙リストに追加しましたので、御了知の上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。